

令和4年度 建設工事請負契約書等の改定について

このことについて、下記のとおり取扱うこととし、「建設工事請負契約約款」の一部改定をしました。

記

1 改定の内容

別紙「新旧対照表」のとおり。

2 適用年月日

令和4年4月1日以降に締結する契約から適用する。

3 留意事項

建設工事請負契約約款第37条（前払金の使用等）について、平成28年4月1日以降において既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規程を変更した場合に、適用することが可能となります。

4 その他

佐久市ホームページに改正後の契約約款等を掲載しています。

佐久市 企画部 契約課 契約係

TEL : 0267-62-3084 (直通)

FAX : 0267-62-2321 (直通)

E-mail : keiyakukensa@city.saku.nagano.jp